

様式第5号(第6条関係)

令和5年4月26日

山県市議会議長

様

山県市議会議員

操 知子 (操)

政務活動費収支報告書

山県市議会政務活動費の交付に関する条例第6条に基づき、下記のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務活動費 170,170 円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費	50,860円	セミナー受講費,会場までの交通費等
広報費	108,154円	市政報告書印刷費,新聞折込費
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	1,156円	印刷代,印刷用紙購入代,物品購入代
資料購入費	10,000円	書籍代,新聞購読代
人件費		
事務所費		
合計	170,170円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 収入支出差引額

69,830 円



様式第3号 (手引き第4章関係)

令和4年度 山県市議会政務活動費会計帳簿

議員名 操知子

(令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日)

単位 (円) 【 - / 】

日付	整理番号	条例別表の項目名	適用	領収額	政務活動費充当額	支出可能額(残)
R4 5	9	1 広報費	市政報告書 新聞紙代 中日新聞 美山専売所	5,236円	5,236円	234,764円
5	9	2 広報費	市政報告書 新聞紙代 中日新聞 高富専売所	7,854円	7,854円	226,910円
R5 2	9	3 広報費	市政報告書 新聞紙代 山支早・中日・読売 8700部	44,979円	44,979円	181,931円
2	9	4 広報費	市政報告書 印刷代 9000枚	50,085円	50,085円	131,846円
R5 1	22	5 研修費	交通賞 往復新幹線代 往復車代、駐車場代	11,100円	11,100円	120,746円
1	22	6 研修費	セミナー受講費	800円	800円	119,946円
1	22	7 資料購入費	書籍代 2冊 包括的性教育、3年生の推判	1,600円	1,600円	118,346円
R5 1	9	8 研修費	交通賞 往復新幹線代 往復車代	37,960円	37,960円	80,386円
1	9	9 研修費	交通賞 駐車場代	500円	500円	79,886円
1	9	10 研修費	セミナー参加費	500円	500円	79,386円
R4 7	6	11 資料作成費	一般貨物 提出資料 印刷代	60円	60円	79,326円
7	6	12 資料作成費	一般貨物 現地調査 研究費	698円	698円	78,628円
R5 3	5	13 資料作成費	印刷用紙 A4 500枚	398円	398円	78,230円
R5		14 資料購入費	全国農業新聞購読料	8,400円	8,400円	69,830円
合計				170,170円	170,170円	69,830円

注 この会計帳簿に記載する整理番号及び政務活動費充当額は、領収書貼付用紙の記載し

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	広 報 費
整理番号	/	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100 %	(政務活動費充当額) 5,236 円
領収書の 補足説明	市政報告書 新聞折込代		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

領 収 証

操 知子

様 No. _____

¥ 5,236-

但 折込手数料

入金日 R 4 年 5 月 9 日 上記正に領収いたしました

中日新聞美山専売所
小森新聞店
岐阜県山県市富永389番地の1
小森 均
電話 0581-52-1021

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

山県市議会議員 立憲民主 操 知子（みさお知子） 市政報告書

皆さまの生活に寄り添う市政へ



令和4年度予算は賛成多数にて議決されました。
第一回定例会における一般質問の取り組みをご報告申し上げます。

Q A 「インボイス制度について」

○質疑

令和元年10月の消費増税とともに、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率を正確かつ明朗に対応するため、令和5年10月からは適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることから、昨年よりインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

インボイス制度は売り手側である消費税課税事業者が取引内容や消費税額など所定の要件が記載された請求書であるインボイスを保存することによって、買い手側が仕入税額の控除を受ける仕組みとなりますが、インボイス制度導入によって、課税売上額が1000万円以下の小規模免税事業者は、課税事業者登録をしない限り、インボイスを発行できないことになります。

また、このインボイス制度は事業者への負担配慮として、消費税10%への増税時から4年間の準備期間が設けられ、インボイス制度が始まる令和5年10月からの3年間は80%控除可能、その後3年間は50%控除可能と、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置が設けられている他、国の補助金「生産性革命推進事業」として、IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）、持続化補助金（インボイス枠）があります。

そこで、山県市における中小企業、小規模事業者への影響について、理事兼まちづくり企業支援課長にお尋ねします。

○答弁者（まちづくり企業支援課長）

取引における立場や取引形態などにより様々なケースが考えられますが、中でも中小事業者、小規模事業者には限りませんが、一般的には免税事業者に与える影響が大きいものと考えられています。現時点で、免税事業者であるものがインボイス制度導入後も引き続いて免税事業者である場合、例えば、納品先との取引停止、価格の引き下げなどが想定されています。価格引き下げの要因のひとつとなりかねないのは、これまで価格に含めなければならなかった消費税相当額分があるためと考えられます。同様に、例えば工事現場などで下請けとして働く、いわゆる「ひとり親方」である方、発注元から作業や加工の一定範囲ごとに業務を受けて対価を得る業態や、フリーランスとして働く個人事業主の方々の手取額が減ることに繋がりがねず、これについても大きな影響があると推測されます。

○再質疑

日本における総人口に占める高齢者人口の割合の推移をみてみますと、昭和25年1950年の4.9%以降、一貫して上昇が続いており、1985年には10%、2005年には20%を超え、2021年には75歳以上が15%、65歳～74歳が14.1%の29.1%となっています。

世界各国とも上昇傾向が続いている中で、この日本の高齢者人口の割合は世界で最高であり、ちなみに2位はイタリアの23.6%、3位はポルトガルの23.1%、4位はフィンランドの23.0%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、この割合は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳以上となる2040年には35.3%になると見込まれています。

さて、消費税が初めて導入された30年程前、日本は昭和25年1950年のシャープ勧告に基づく税制改革以降の所得税中心の税体系となっており、基礎控除額を引き下げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分を高額所得者に対する富裕税として課税され、また、贅沢品に対して税金をかける物品税など、特定の物品やサービスに課税する個別間接税制度が中心となっていました。

しかし、日本は1950年以降の高齢者人口の上昇、すなわち高齢化により、年金、医療、福祉のための財源確保が喫緊の課題となっており、また、それまでの税体系に対する現役世代の重税感や不公平感が高まったことや、日本の経済・社会が著しく変化したことによる所得水準の上昇や価値観の多様化により、消費税の対象がモノからサービスに変化したことによる個別間接税制度に対する負担の不均等などの課題に直面し、税制を高齢者にも全てに広くかかる間接税の導入が必要となり、平成元年4月1日、消費全体に広く薄く負担を求める消費税が導入されました。

その後平成9年には少子社会となり、消費税は平成9年4月1日には5%へ、平成26年4月1日には8%へ、令和元年10月1日には標準税率10%、軽減税率8%へと3度の引き上げが行われました。

それに伴って、導入されるのがインボイス制度ですが、インボイス制度には、付加価値が発生した時点で消費税は払うものであるという観点から、税のゆがみを直すという点があります。しかし、実情、免税事業

者との取引が課税事業者にとって、仕入税額控除が出来ず不利益を被るため、取引から除外する恐れがあります。また、全国的には個人事業主として働くシルバー人材センターの会員、すなわちシルバー人材センターの運営にも影響が懸念されています。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、高齢者の生きがいであるとともに地域社会の活性化にもつながっています。

消費税は当初、福祉に充てるために導入されたものであり、現在の消費税率では、標準税率10%のうち2.2%が地方消費税に充てられています。そのうち、山口市では市町村配布分で振り分けられた合計5億4800万円のうち、一般財源分2億4909万円を引いた、2億9800万円が社会保障財源化分として、障がい者福祉事業、老人福祉事業、児童福祉事業、母子福祉事業、生活保護扶助事業などの社会福祉、また国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業などの社会保険、予防接種事業、健康増進事業、母子保健事業などの保健衛生に使われています。

1点目、課税売上高1000万円以下の免税事業者が取引から排除される恐れがあることに対して、どのように対応するお考えでしょうか？対案について答弁をお願いします。

2点目、1000万円以下の免税事業者について、課税事業者になるための丁寧な周知が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか？

3点目、高齢者の生きがいの場でもあり、すなわち介護費、医療費の削減にも繋がるだろうシルバー人材センターの安定的な運営への対策について、いかがお考えでしょうか。

○答弁者（まちづくり企業支援課長）

山口市内の納税義務がある法人だけでも、令和2年度時点でおおよそ754事業者、また、直近の平成28年経済センサスでは、市内の全事業者数は1353事業者でした。

これらの方々への具体的な対応について、まずは市商工会と連携し、会員事業者をはじめ、市内事業者などへの対応を図りたいと考えています。さらに当課から市内などの事業者に向けて発信しているメールマガジンなどを活用し、事業に役立つ情報提供に努めます。

一方、国においてはインボイス制度導入をきっかけとした取引における不当な要求などの懸念がある場合の相談窓口を設けています。議員指摘の点は、市内の商業活動をもとにしたまちの活力向上において重要であると考えため、今後も国の出先などが実施するインボイス制度の説明会、相談窓口開設などの情報収集とともに、市内事業者などへの支援に努めます。

○答弁者（福祉課）

シルバー人材センターの運営対策につきましては、市シルバー人材センターに確認したところ、インボイス制度について数年前から検討がされており、運営への影響を及ぼさないよう対策が講じられていると聞いています。

○再々質疑

消費税は諸外国では付加価値税に相当しますが、OECD加盟国ではアメリカを除く全てで国税として導入し、EU加盟国においては標準税率を15%にすることが義務づけられております。インボイス制度の影響は事業者によっても様々で、バス又は鉄道などの公共交通機関、自動販売機や自動サービス、卸売市場特例、農協特例などの交付義務の免除による例外や、子ども向け学習室、理容室、医療機関などの100%個人消費者向けの事業者、駐車場貸しを除くアパート大家さんなどの100%非課税取引の事業者、また宅建業者、質屋、中古自動車店などの影響を大幅に緩和できる事業者など、インボイス制度の影響の小さい事業者もあれば、また逆に、会社の接待で使われる飲食店や個人タクシー、フリーランスのデザイナーやプログラマー、一人親方など、インボイス制度の影響の大きい事業者もあります。

全国的にもインボイス制度の延期や中止、またシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置の実施を求める意見書や請願書、一般質問などが自治体議員から出ている現状であり、対案を求めます。

Q A 「水田活用の直接支払交付金について」

令和4年度からは主に3点の交付金の見直しが行われます。

①今後5年間（2022年～26年度）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は、27年度以降交付対象としない。

②多年生牧草については、種まきから収穫まで行う年は現行通り10a当たり3万5000円。

しかし、収穫のみを行う年は同1万円に減額。

③飼料用米などの複数年契約は、22年産から加算措置の対象外。

20、21年産の契約分は10a当たり6000円加算に半減。

そこで、現時点における山口市内の農業への影響について、委員会にて質疑を行いました。



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	広 報 費
整理番号	2	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100%	(政務活動費充当額) 7,854円
領収書の 補足説明	市政報告書 新聞折込代		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

領収証

No.

操 知子 様 令和 4 年 5 月 9 日

金額 ¥7854

内 但チラシ折込料
消費税等 上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

※HISAO #N778(50) J559377

中日新聞高富専売所
朝日新聞・日本経済新聞
(有) 土井新聞舗
岐阜県山県市高富1170
PHONE <0581> 22-1159
F A X <0581> 22-5599



作成した広報紙については、整理番号 1 に添付

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	広報費
整理番号	3	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100 %	(政務活動費充当額) 44,979 円
領収書の 補足説明	市政報告書 新聞折込代 8700 部 (岐阜, 中日, 読売)		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

No 024217

領 収 書

令和 5 年 2 月 9 日
平成

操 知子 殿

収 入
印 紙

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
			7	4	4	9	7	9

入金内訳	
現金	○
小切手	
振 込	

但 折込料 40020 配送料 71870 消費税 4089

上記の金額正に領収致しました

株式会社 岐阜折込センター

本 社 〒500-8384 岐阜市藪田南4丁目

西濃営業所 〒503-0856 大垣市新田町3丁目23-1

中濃営業所 〒505-0041 美濃加茂市太田町1945番地2

取扱者印



※取扱者印のなきもの、金額訂正したものは無効でございます。



みさお知子 (操 知子)

山県市議会議員3期 / 立憲民主 / 議会運営委員会、厚生文教委員会
山県市議会では議会の傍聴を受け付けています
また、議会放送や議会だよりにてご報告しています

皆さまの生活に寄り添う市政へ
令和4年度一般質問における取り組み

生まれつきの顔です
まじめな兄弟姉妹にも
こどもが生まれました
すべてのこどもたちが
明るく育つ社会へ

- ・ こども政策について
- ・ 特定外来生物オオキンケイギクの対策について
- ・ 市ホームページについて
- ・ インボイス制度について

議会行政視察

令和4年12月14日、パワハラ被害の申立書を議会運営委員会へ提出

令和4年11月16日から18日にかけて行政視察が行われ、2日目の夕食後の店舗玄関先において、ほとんどの議員が集まる場にも関わらず発生した行為について、パワハラ被害として議員1名に対し、申立書を提出しました。しかし議会運営委員長へ提出したはずの申立書に関して、当事者である議員からの協議要請を受けました。申立書は翌日12月14日に再提出しています。
ちなみに、この視察行程において、私は一度も飲酒をしていません。提出にあたり、二次被害を恐れ、躊躇したことも事実です。

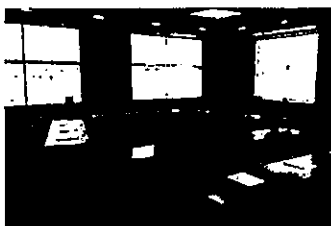
令和5年1月23日、山県市における議会関係ハラスメントを根絶するための
条例制定を求める要望書を議長へ提出

12月14日に申立書を提出しましたが、しかし現状は、申立人に対する相談窓口もなく、言葉の暴力や威圧的行為による二次被害を及ぼす恐れすら考えられる状況です。地方議会の議員及び議員候補者に関するハラスメントの根絶は、民主主義による住民福祉の向上を活動の目的とする地方議会にとって喫緊の課題です。また、令和6年4月の山県市議会議員選挙に向けて性別に関わらず公職を目指すことができる環境を早期に整備する必要があります。

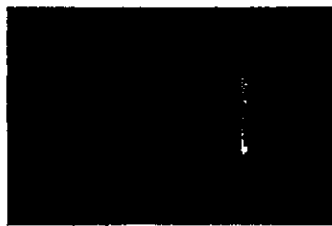
そこで、山県市における議会関係ハラスメントを根絶するため、要望書を提出しました。

- ①議員等の責務を規定
- ②ハラスメント根絶のための取組として、研修や外部有識者による相談窓口の設置を規定
- ③職員との連携として、研修の共同実施だけでなく、議会と職員の相談にも対応
- ④議会における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定

また、要望書には条例（案）を添付しました。



委員会室



議会運営委員の初受嘱



議会行政視察

2023年2月9日時点において、「特別委員会の設置」が決定し、調査内容については今後の協議にて決定する予定です。議会関係ハラスメントを根絶するための条例制定を求めています。

こども政策について、市政を問う
一般質問 2022.12.15 (12.14 延会)
質問

令和5年4月1日に子ども家庭庁が創設され、子ども基本法が施行されるにあたり、山県市におけるこども政策の現状についてお尋ねします。

こども基本法は「こどもの養育については、家庭を基本として行う」ことを基本理念として掲げています。子育てにおいて「家庭」が大切であることに異論はありません。しかし、虐待や貧困に苦しむ子どもたちにとって、子どもが帰る場所は必ずしも家庭ではない場合もあり、社会全体で子どもを見守ることが大切です。

山県市の過去5年間ににおける子どもの貧困率について、生活保護世帯としての推移では、平成29年度の0.33%から令和3年度には0.44%と上昇傾向にあります。

他にも、全国的にはパートナーシップ制度を導入した自治体はありますが、選択的夫婦別姓や同性婚など、家族における多様性は認められておらず、すべての子どもについて、その生まれ育った環境や家族の状況、障害の有無に関わらず教育を受ける権利を保障するとともに、その成長する環境を整えることは必要です。

① こども政策の基本となる「子どもの意見の反映」について、教育を受ける権利等を保障するための施策について

1989年には子どもの基本的人権を国際的に保障する「子どもの権利条約」が国連総会にて採択・翌年発効。1994年には日本において批准し、それに基づき、自治体では子どもの権利条約の理念を踏まえて条約が制定されています。2022年10月時点では子どもの権利を保障するための総合的な条例は62自治体、子ども条例に基づく子どもの相談・救済における公的第三者機関は44自治体、子ども条例に基づく子どもの相談・救済組織・体制づくりは2自治体で設置され、他にも子どもに関する多くの条約が制定されています。

さて、文部科学省の調査結果では、近年全国的にみた児童生徒の自殺は後を絶たず、学校から報告があったものだけでも、2017年度250人から2020年度415人へ、2021年度には368人と減少しましたが、大幅な増加傾向にあります。

いじめの認知数においては、2021年度には小中高・特別支援学校合わせて、全体の8割にも上り、そのうち警察に通報した件数は0.2%となります。また、不登校においては、2017年度から2021年度の不登校児童生徒数の割合比では、小学校0.54%から1.3%へ、中学校3.25%から5%へ、高等学校1.51%から1.69%と増加傾向にあります。

さらに、児童虐待においては、厚生労働省の調査結果では、近年虐待死として判明しているだけでも年間50人以上の子どもが亡くなっています。

子どもに対するいじめ、不登校、自殺、虐待など、子どもを取り巻く状況が深刻化していることをふまえて、関係機関・団体などと連携した包括的な支援などにより、すべての子どもの生存と安全、教育を受ける権利などの保障、また多様な学びのあり方を含めた教育を受ける機会の確保が大切です。また、子どもに関して問題が発生した際には、大人の視点が優先されるのではなく、子どもの権利の視点に立つことが必要です。

現在の制度では救われない子どもが増えている中で、人権侵害や社会的な不利益を受けた際には、行政などに改善の声を届け、政策に反映していく体制づくりが必要です。「子どもコミッショナー」を含めて、今後の方針をお尋ねします。

答弁（学校教育課長）

子どもに対する悲惨な虐待事件やいじめ、自殺等、子どもを巡る環境は深刻であり、社会として子どもを守り育てる体制が必要であると思います。

今年度「山県市いじめ問題対策連絡協議会」を新たに組織し、「山県市人権擁護委員会会長」や「山県警察署生活安全課長」を委員に委嘱することで、子どもの権利や利益がきちんと守られているかの観点から指導・助言をいただく体制を築きました。

議員提案の第三者機関としての「子どもコミッショナー」の設置につきましては、国としても「子ども基本法」に位置づけていない現状を勘案し、先進的な自治体の状況などを調査しながら、山県市の実態を踏まえて検討していきます。

答弁（子育て支援課長）

子どもに関して問題が発生した際には、早期発見及び適切な保護又はケアを図るとともに、虐待防止の施策を実施するために、地域の関係者の連携を図ることを目的として、山県市要保護児童対策

及びDV防止対策地域協議会を設置しています。代表者会議は年1回、実務者会議は年2回開催し、個別ケース検討会議は、随時、個別の事例に関係する部署の担当者及び関係機関に所属する者で行っています。子どもに関わる相談に対し、早期発見、早期対応、きめ細やかな支援を関係機関と今後も連携して行っています。

議員発言の「子どもコミッショナー」の設置につきまして、他の市町村の設置状況を鑑みながら、山県市の状況を踏まえて検討していきます。

② 子どもの生存と安全を保障するための施策について

虐待の防止やケアラーに対する支援、チャイルド・デス・レビューなどが挙げられますが、そのうちの1つ、「子どもが性犯罪及び性暴力の当事者とならないための取り組み」について。性犯罪・性暴力は、心身に長期にわたり深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多く、被害者がPTSDの症状を抱えるともいわれています。日常生活に深刻な影響を及ぼすことや、二次的被害が生じ、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥る場合もあります。

さて、現在の学習指導要領では、小学5年理科「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」、中学1年保健体育科「妊娠の過程は取り扱わないものとする」という記述もあり、「妊娠の経過は取り扱わない」とするいわゆる「はどめ規定」が存在します。そのような状況下で、性に関する包括的な知識を得る機会・環境の不足や、SNSなどに誤情報が氾濫することにより、子どもたちが性被害から身を守れないなど、深刻な影響を受ける状況が続き、生殖器官や妊娠についての知識の教育だけでなく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた「包括的性教育」の実践を推進すべきであると考えます。

山県市においては、令和4年9月に美山中学校において、岐阜県警捜査一課性犯罪捜査室の担当者を講師として迎え、被害を未然に防ぐための「性犯罪被害・DV被害防止教室」が開催されたところです。

性被害は見知らぬ加害者ばかりではなく、顔見知りである場合もあり、被害者は障がい者や性的マイノリティ、また被害が継続する場合もあり、人に申告しにくい状況であることもあります。すべての子どもの命を守り、その生存と安全を保障するための社会全体における体制づくりについて、「包括的性教育」の推進を含めて、今後の方針をお尋ねします。

答弁（学校教育課）

議員指摘のすべての子どもの命を守り、その生存と安全を保障するという方針については賛同しますが、「包括的な性教育」の実践につきましては、学習指導要領の範囲内において、教科や道徳、特別活動等を関連付けて総合的に行うべきものと捉えます。

とくに、性に関する指導については、集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の抱える問題に応じ、個別に指導する内容の区別を明確にし、保護者の理解のうえで実施すべきものという立場で進めています。

答弁（子育て支援課長）

幼児を対象に考えるのであれば「自分や自分以外の人も大切にするという人権の尊重をベースに性を学ぶ教育」として捉え、家庭生活の中で、自分を守ることにつながる基本的な生活習慣となる食事、排泄、睡眠、清潔、着脱等の習慣を保護者から学ぶことにより、健康的に生きることにつながるため、基本的な生活習慣を身につけることを大切にしている指導を行っています。

議員発言の「包括的性教育」を取り入れることは、保育園の保護者や児童厚生施設の乳幼児教室等に参加する保護者と連携し、理解を得たうえで進めています。

みさお知子

生まれ育った環境や経済的な理由に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現をめざし、過度に家庭に責任を押しつけるのではなく、社会全体で子どもの育ちを支えるという理念のもと、チルドレン・ファーストの「こども政策」をすすめて頂くことを期待します。



議会の他にも、民間企業へ勤務し、政務活動も行っています。
市民の皆さまの小さなお声に耳を傾け、市政へ届けます
立憲民主 みさお知子



特定外来生物オオキンケイギクの対策について

一般質問 2022.6.20

オオキンケイギクとは？

根や種子で増え、日本の気候にも適応するため野生化し、各地の河川敷や道路で大群落がみられるようになりました。全国的にも急速に分布を広げ、在来種との競合による生態系への影響が危惧されています。（平成18年特定外来生物指定）



市の取り組み①広報4月号掲載

「オオキンケイギクの生育が市内で確認されています。この植物を植えたり広げたりすることは、禁止されています。特徴として、5月から7月にかけて黄色い花が咲き、葉は細長い楕円形で両面に毛があります。見分けるときには注意してください」

市内ボランティアの活動事例

毎年花が咲く前の4月から防除活動を開始し、椎倉、桜尾、西深瀬、高富佐賀、石田川沿い、県道79号線梅原、伊自良へと広がっていきます。防除の場所は、河川沿いや県道沿いなどの行政管理地だけでなく、農地のあぜや宅地周辺などの私有地も行っています。

4月～7月の暑い時期におこなうため、1日2時間程度の活動を重ねていますが、防除するにはとても追いつく状況ではないのが実情です。活動から3年経過し、石田川沿いを始めとしてやっと成果の実感がわいたと聞きます。



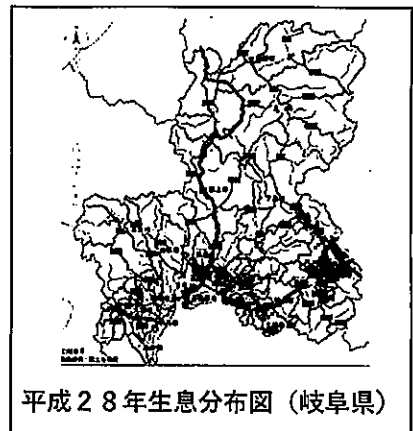
防除活動（大きい株）



防除活動



袋の提供・現地回収
市の取り組み②



① ボランティア活動の後押しについて

答弁（市民環境課長）

活動をしている人との意見交換を積極的に行い、必要な資機材の提供や駆除後の回収支援などに努めます。

② 各地区自治会への説明会、回収ボックスの設置について

答弁（市民環境課長）

市内の多くの自治会ではクリーン作戦が実施されています。その際に特定外来生物の認知度向上及び繁殖抑制に向けた取り組みについての啓発に努めたい。

現状の実施方法で問題点がないことから、回収ボックス設置については考えていない。

外来種の推進に関する国の政策評価

国全体としての具体的目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置づけられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない。
(令和4年2月15日総務省報道資料)

③ 山県市全体としての具体的目標や現状、取組の効果の認識を助ける情報提供が必要ですが、方針は？

答弁（市民環境課長）

市民ボランティアの地道な活動により大規模な群生地はなく、繁殖拡大に至っていない状況です。特定外来生物の認知度向上や防除の啓発推進を図り、繁殖抑制に努めます。

また、自治会やボランティアの人から寄せられた防除活動や繁殖状況などの情報を分布図などを使用してホームページに掲載し、周知を図っていきたい。

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	広報費
整理番号	4	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)		(政務活動費充当額)
	100%		50,085円
領収書の 補足説明	市政報告書印刷代		9000枚
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

386T

お客様へのご案内

1/1

印刷料金U.668680

申込No. 1639270406269698

Leppi

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日
16392-0

2023年02月09日
山県高木

時間 17時24分

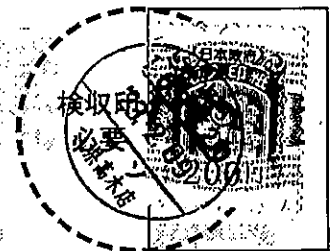
お支払い金額
50,085円

株式会社ペイジェント (収納代行事業者)

お客様氏名
東京カラー印刷

操知子

ご注文一式



お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先： 東京カラー印刷
電話： 03-5284-1173

受付時間： 08:00-20:00

収納代行会社
ウエルネット株式会社

申込No. : 1639270406269698

この明細書は大切に保管してください。

作成した広報紙については、整理番号 3 に添付

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

石井修

年度	令和4年度	項目	調査費 雑費
整理番号	5	議員	操 知子
支出の按分の状況	(按分の内容)		
	(按分率)	100%	(政務活動費充当額) 11,100
領収書の補足説明	交通費 往復新幹線代, 電車代往復, 馬場代 *ガソリン代含まず(自宅~岐阜羽島駅駐車場)		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

領収書 操知子様
 Receipt
 領収年月日 2023-1-22
 金額 ¥10,340 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (30234 4枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 岐阜羽島駅
 岐阜羽島駅MV1発行 40235-01
 印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

領収書
 利用日付 2023年1月22日
 取引内容 きっぷ購入
 支払内容 現金
 ¥280-
 (現金 280円 カード 0円)
 伝票番号 06737
 この領収書は大切に保存してください
 ご利用ありがとうございます
 新大阪駅 1E号機発行
 大阪市高速電気軌道株式会社

領収書 操知子様
 Receipt
 領収年月日 2023-1-22
 金額 ¥180 (消費税等込み)
 購入内容 JR乗車券類 JR tickets
 西日本旅客鉄道株式会社
 井田町駅
 券A03発行 伝票番号 5581

パーキング紅葉園
羽島駅前駐車場

領収証

精算機 #01 A 精算No.000056
 発券機 #02 発券No.095147
 入庫時刻 2023年1月22日(日) 10:12
 出庫時刻 2023年1月22日(日) 19:20
 駐車時間 9:08
 駐車料金 A料金 300円
 =====
 合計 300円
 現金領収額 300円
 お預り 1,000円
 お釣り 700円

またのご利用をお待ちしております。

テーマ：学校と地方自治体を子どもの権利の視点から同一視す
 —「子ども基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ4回目—

共催 公益社団法人子ども情報研究センター 国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所

本研究会は「子ども支援」をテーマに2005年から始まり、毎年2回開催してきました。この18年、本研究会は一貫して、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか—そのアプローチを明らかにすることを目的に取り組んできました。

2021年は7月、「子ども基本法とは何か? ローカルの視点から問う」との問題意識から、荒牧重人さんの基調講演を受けて議論しました。これをステップに同年12月「子どもの権利条約で『子どもにやさしいまち』をどう作るか」、京南子さんの「子どもの権利条約の10年に及ぶ取り組み報告をもとに議論しました。2022年には「子ども基本法」「子ども家庭庁設置法」等による「子ども基本法制」が成立、これに対して同年8月「子ども基本法制で何が変わるか? ローカルの視点から考える」をテーマに野村武司さんを東京から招いて議論、課題を明らかにしました。

私たちはかつて、子どもの権利条約に根ざす立法として「子どもの権利基本法」の制定を求めてきました。が、実現されることなく四半世紀が経過しました。いまその文脈を改めて踏まえる中から、「子ども基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ4回目、下記にて開催します。

▼日時

2023年1月22日(日)
 13:30~16:30
 受付 13:00~

▼会場

HRCビル5階ホール
 (基調アクセス参照)

▼オンライン配信

& オンライン配信

▼会場参加

定員 30人

申込はメール/電話/FAXで

E-mail: kenshu@kitokoten.jp

電話: 06-4708-7087

FAX: 06-4394-8501

子ども情報研究センター

▼オンライン参加

定員 100人

(制限付後日視聴含む)

申込は

QRコードから

▼参加費

800円

子ども情報研究センター

個人会員 600円



□基調報告

「子ども基本法制」で地方自治体と学校はどう変わるか?

—「子どもにやさしいまち」をめざすローカルの視点と経験から—
 吉永 省三 (子どもの権利条約総合研究所研究員/千里学園大学名誉教授)

□指定討論

(1) “インクルーシブ”をキーワードに私が地域で取り組んできたこと
 と

佐々木サミュエルズ 純子 (わくわく育ちあいの余代塾)

ダウン症で重症加齢者と診断された長男の教育に際して培った「インクルーシブ教育」と出会う。インクルーシブが今の社会を築きだしている。

(2) 学校に行かずに育った娘たちとの日々から見えてきたもの
 一海 真紀 (朝丘公園子どもの村であそぼうかい世話人)

長女の不登校をきっかけに、学校とは別の育ちと学びを歩んだわが家。その声かさと悪夢が、親としておとなとしての視点を大きく変えた。(匿名: 牧野慎)

(3) 子どもの権利の視点から、いま学校と社会を問う
 藤田 美保 (認定NPO法人コロレオの産科産理)

思いがけず小学校教師になったことから、改めて日本の公教育に疑問を抱き、「学校をつくりたい」との思いが募り、オルタナティブ「スクール」をつくる。

□質疑&討論

コーディネーター

田中 文子 (子ども情報研究センター)

浜田 進士 (子どもの権利条約総合研究所)

行程 1/22

10:35 岐阜羽島 — 11:27 新大阪

JR新幹線 岐阜635号

新大阪行 自由席

新大阪 — 本町 — 弁天田

Osaka Metro 中津線 J252323号

御堂筋線 天王寺行

17:34

17:24/17:30

17:16 弁天田 — 大阪 — 新大阪

JR東海道線 天王寺行

17:54 新大阪 — 18:46 岐阜羽島

JR新幹線 岐阜748号 東京行

自由席

馬場 24h 300円

案内上は立席より
 座席化基準あり(1F)
 時間変更あり他席は中心

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

研修

年 度	令和 4 年度	項 目	調査費 研修費
整理番号	6	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100 %	(政務活動費充当額) 800 円
領収書の 補足説明	学校と地方自治体を子供の権利の視点から問う直す 「二対基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ4回月 セミナー受講費		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄 別紙 添付あり			

支払証明書

支払金額	金額 800 円	
支払年月日	令和5年1月22日(日)	
支払先	住所	〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル5階
	氏名	公益社団法人子ども情報研究センター 代表理事 山崎秀子
支出費目	調査研究費	
支出の使途	参加費	
領収書を徴し得なかった理由	支払い時に領収書などの発行が無かった	

上記のとおり支払したことを証明します。

令和5年1月22日

山口市議会議員 操 知子



テーマ：学校と地方自治体を子どもの権利の視点から同一視す
 「子ども基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ4回目

共催 公益社団法人子ども情報研究センター 国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所

本研究会は「子ども支援」をテーマに2005年から始まり、毎年2回開催してきました。この18年、本研究会は一貫して、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか——そのアプローチを明らかにすることを目的に取り組んできました。

2021年は7月、「子ども基本法とは何か？ ローカルの視点から聞こう」との問題意識から、荒牧重人さんの基調講演を受けて議論しました。これをステップに同年12月「子どもの権利条約で『子どもにやさしいまち』をどう測るか」、京都市子どもの権利条約の10年に及ぶ取り組み報告をもとに議論しました。2022年には「子ども基本法」「子ども家庭行政法」等による「子ども基本法制」が成立。これに対して同年8月「子ども基本法制で何が変わるか？ ローカルの視点から考える」をテーマに野村武司さんを東京から招いて議論、課題を明らかにしました。

私たちはかつて、子どもの権利条約に提す立法として「子どもの権利基本法」の制定を求めてきました。が、実現されることなく四半世紀が経過しました。いまその文脈を改めて踏まえる中から、「子ども基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ4回目、下記にて開催します。

▼日時

2023年1月22日(日)
 13:30~16:30
 受付 13:00~

▼会場

HRCビル5階ホール
 (裏面アクセス参照)
 & オンライン配信

▼会場参加

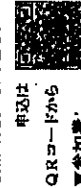
定員 30人
 申込はメール/電話/FAXで
 E-mail: kenshu@kokoken.jp
 電話: 06-4708-7087
 FAX: 06-4394-8501

子ども情報研究センター

▼オンライン参加

定員 100人

(別添付後日掲載含む)



▼参加費

800円

子ども情報研究センター
 個人会員 600円

□基調報告

「子ども基本法制」で地方自治体と学校はどう変わるか？
 —「子どもにやさしいまち」をめざすローカルの視点と経験から—
 吉永 省三 (子どもの権利条約総合研究所研究員/早稲田大学名誉教授)

□指定討論

(1) “インクルージョン”をキーワードに私が地域で取り組んできたこと
 と
 佐々木サミュエルズ 純子 (竹くわく育ちあいの会代表)
 タウン館で重慶知の障害と診断された長男の就学に際して奮闘中「インクルー
 シブ教育」と出会う。インクルージョンが今の社会を変える鍵だと思っている。

(2) 学校に行かずに育った娘たちとの日々から見えてきたもの
 —海 真紀 (明日公園子ども村で子育て中) かい世居人
 長女の不登校をきっかけに、学校とは別の育ちと学びを歩んだのが家。その重
 かさと苦闘が、娘としてのおとなとしての視点を大きく変えた。(匿名：牧野由)

(3) 子どもの権利の視点から、いま学校と社会を問う
 藤田 美保 (認定NPO法人ココレオの代表理事)

思いがけず小学校教員になったことから、改めて日本の公教育に疑問を抱き、
 「学校をつくりたい」との思いが湧き、オルタナティブ・スクールをつくる。

□質疑&討論

コーディネーター
 田中 文字子 (子どもの権利条約総合研究所)
 浜田 進士 (子どもの権利条約総合研究所)

行程 1/22

10:35 岐阜羽島 — 11:27 新大阪
 下新幹線 岐阜65号
 新大阪行 自由席

構内トイレが狭い
 トイレが並列1列
 時間変更あり状態OK

新大阪 — 本町 — 弁天町
 Osaka Metro 中央線、アスエスエス行
 御堂筋線 天王寺行

17:16 弁天町 — 大阪 — 新大阪
 17:34 新大阪
 下新幹線 天王寺行
 新大阪 天王寺行

17:54 新大阪 — 18:46 岐阜羽島
 下新幹線 岐阜748号、東京行
 自由席

岐阜羽島 24h 300円

様式第4号(第5条関係)

令和5年1月23日

山県市議会議員 様

山県市議会議員

榎 知子



研修視察等報告書

山県市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 令和5年1月22日から 5年1月22日
- 2 研修視察先 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル 5階
- 3 研修視察名 学校と地方自治体を子どもの権利の視点から問い直す「子ども基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ4回目
- 4 研修視察者 榎 知子
- 5 概 要 基調報告(吉永省三氏)、指定討論、質疑、討論
- 6 効 果 令和4年12月定例会において、子どもの権利(子ども基本法、子ども家庭庁)に関する一般質問を行っている。
今後の施策推進に向けて、議会質疑へと反映していく。
現場の声を多く知ることにできた。



テーマ：学校と地方自治体を子どもの権利の視点から問い直す
 ～「子ども基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ4回目～

共催 公益社団法人子ども情報研究センター 国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所

本研究会は「子ども支援」をテーマに 2005 年から始まり、毎年 2 回開催してきました。この 18 年、本研究会は一貫して、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか——そのアプローチを明らかにすることを目的に取り組んできました。

2021 年は 7 月、「子ども基本法とは何か？ローカルの視点から問う」との問題意識から、荒牧眞人さんの基調講演を受けて議論しました。これをステップに同年 12 月「子どもの権利条約で「子どもにやさしいまち」をどう創るか」、京都市子どもの権利条約の 10 年に及ぶ取り組み報告をもとに議論しました。2022 年には「子ども基本法」「子ども家庭庁設置法」等による「子ども基本法制」が成立。これに対して同年 8 月「子ども基本法制で何がかわるか？ローカルの視点から考える」をテーマに野村武司さんを東京から招いて議論、議題を明らかにしました。

私たちはかつて、子どもの権利条約に根ざす立法として「子どもの権利基本法」の制定を求めてきました。が、実現されることなく四半世紀が経過しました。いまその文脈を改めて踏まえる中から、「子ども基本法制」をローカルの視点から考えるシリーズ 4 回目、下記にて開催します。

▼日時：

2023 年 1 月 22 日(日)
 13:30～16:30
 受付 13:00～

▼会場：

HRC ビル 5 階ホール
 (裏面アクセス専用)
 & オンライン配信

▼会場参加：

定員 30 人
 申込はメール/電話/FAX で
 E-mail: kenshukai@oken.jp
 電話: 06-4708-7087
 FAX: 06-4394-8501
 子ども情報研究センター

▼オンライン参加：

定員 100 人
 (朝明村後日現地含む)

申込は

QRコードから

▼参加費：

800 円
 子ども情報研究センター
 個人会員 600 円

□基調報告

「子ども基本法制」で地方自治体と学校はどう変わるか？

—「子どもにやさしいまち」をめざすローカルの視点と経験から—
 吉永 徹三 (子どもの権利条約総合研究所研究員/牛重金剛大学名誉教授)

□指定討論

(1) “インクルージョン”をキーワードに私が地域で取り組んできたこと

佐々木サユエルズ 純子 (ゆくわく育ちあいの代表)

ダウン症で知的障害と診断された長男の成長に際して悩む中「インクルージョン教育」と出会う。インクルージョンが今の社会を築く鍵だと思っている。

(2) 学校に行かずに育った娘たちとの日々から見えてきたもの

一海 真紀 (朝石公園子どもの村であそぼうかい世話人)

長女の不登校をきっかけに、学校とは別の育ちと学びを歩んだわが家。その壁かさど葛藤が、親としておとなとしての視点を大きく変えた。(著者：牧野侑)

(3) 子どもの権利の視点から、いま学校と社会を問う

藤田 美保 (認定NPO法人コレオの代表理事)

思いがけず小学校教師になったことから、改めて日本の公教育に疑問を抱き、「学校をつくりたい」との思いが募り、オルタナティブ・スクールをつくる。

□質疑&討議

コーディネーター

田中 文子 (子ども情報研究センター)

浜田 進士 (子どもの権利条約総合研究所)

◆アクセス◆

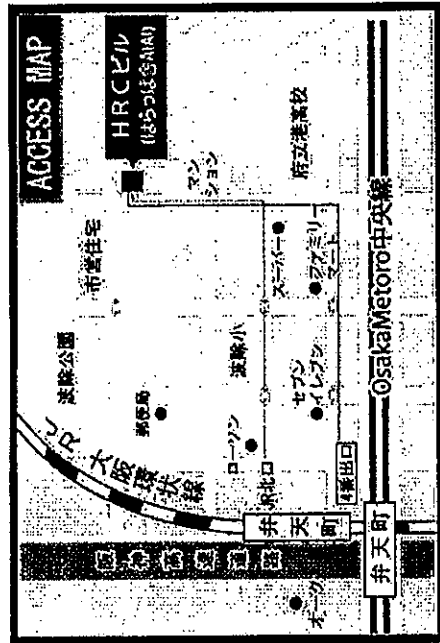
HRC ビル 大阪市港区波除 4-1-37

・JR環状線「弁天町」駅北口より 600m (徒歩 8 分)
 (エレベーターご利用の場合は「弁天町」駅南口から)

・大阪メトロ中央線「弁天町」駅 4 番出口より 700m (徒歩 10 分)

・休日、ビル入り口の自動扉が開きません。案内掲示にしたがい、通用口あるいはスロープからお入りください。

・取付け用トイレは 9F にあります。多目的トイレ (簡易ベッド付き) は、当ビルにはございません。



- ・入場時にはマスクの着用、手指の消毒、検温にご協力ください。
- ・発熱などの症状のある方は参加をお断りすることをご了承ください。
- ・咳やのどに痛みがあるなど、体調不良時のご参加はお控えください。

【お問い合わせ】

T 552-0001

大阪市港区波除 4 丁目 1 番 37 号

電話：06-4708-7087

FAX：06-4394-8501

E-mail: kenshukai@oken.jp

公益社団法人子ども情報研究センター
 事務局 中村

4 年12月22 日

山県市議会議長 様

山県市議会議員

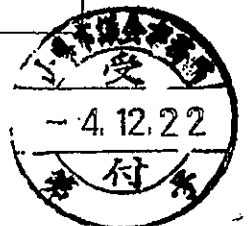
操 知子 (操)

研修・視察等届出書

山県市議会政務活動費の手引きの規定により、研修・視察等届出書を提出します。

記

日程	2023 年 月 22 日 から 2023 年 月 22 日
出張者	操 知子
用務地	HRCビル5F皆ホ-ル 大阪市港区波除4-1-37 自宅→岐阜羽島駅 _車 / 岐阜羽島→新大阪 / 新大阪→大阪 / 大阪→舟町 _{普通} 舟町→大阪 / 大阪→新大阪 / 新大阪→岐阜羽島 / 岐阜羽島→自宅 _{普通}
用務内容	学校と地自治体を子どもの権利の視点から問い直す 「子ども基本法制」をローカルの視点から考える 2023年1月22日(月) 13:30 ~ 16:30 参加費 800円 ◎基調報告 吉永 省三 氏 (子どもの権利条約総合研究所研究員 / 千里金蘭大学名誉教授)



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	資料購入費
整理番号	7	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100%	(政務活動費充当額) 1,600
領収書の 補足説明	書籍代 (包括的性教育, 子どもの権利)		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			
<p>領収証</p> <p>操 知子 様</p> <p>¥ 1,600</p> <p>但し、書籍代 として 上記正に領収致しました</p> <p>2023年 / 月 22日</p> <p>公益社団法人子ども情報研究センター 代表理事 山崎秀子 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル5階 TEL06-4708-7087</p>			

子どもの人権・反差別・平和を考える

はらっぱ

2019.12 NO.391

"子どもの権利"で
教育はひらかれるか？

子どもの人権・反差別・平和を考える

はらっぱ

2020.6 NO.393

社会を変革する
包摂的性教育

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年度	令和 4 年度	項目	研修 調査研究費
整理番号	8	議員	操 知子
支出の按分の状況	(按分の内容)		
	(按分率)	(政務活動費充当額) 37,960	
領収書の補足説明	交通費 任復新幹線代、任復電車代 福岡子どもにやさしまち、子ども権利研究会のため		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

領 収 書 操 知子 様

Receipt
領収年月日 2023.1.-9
金額 ￥19,310(消費税等込み)
上記金額に領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(40256 2枚)
東海旅客鉄道株式会社
名古屋駅
名古屋MV901発行 50257-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書 操 知子 様

金額 18,050 円

上記の金額を領収いたしました。
購入商品 JR乗車券類
2023年 1月 9日
九州旅客鉄道株式会社
博多駅(改札)

領収書 操 知子 様

ご利用日付 2023年01月09日
時刻 16時32分
券番号: 7055
取引内容: 乗車券購入 金300円

印紙税法
第52条
非課税

伝票番号: 05387
ご利用ありがとうございます。
藤崎駅 券A03発行
福岡市地下鉄

領収証 操 知子 様 令和 年 月 日

Y 300

但 乗車料金として
上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額 福岡市交通局
消費税額等 (%) 藤崎駅

23.1.9

行程

1/9

行き
 7=34 岐阜 — 8=00 / 8=10 名古屋 — 11=30 博多
 伊藤新線、北沢井5号博多行
 岡崎行 指定席

博多 — 藤崎
 市営地下鉄空港線
 女子専用

帰り
 16=27 龍崎 — 中津川端 — 16=57 博多
 市営地下鉄
 17=31 博多 — 名古屋 20=55 着 — 岐阜

子どもの権利と「生徒指導」

〜子ども権利救済の現場から〜

日時：2023年1月9日(祝月) 14:00~16:30 参加費：500円
(研修会費別)
 ※どなたでもご参加いただけます
 会場：福岡市早良市民センター 視聴覚室
(福岡バスターミナル上)

この秋に公表済みですが、学校での生徒指導の指針とされる「生徒指導要領」が12年ぶりに改訂され、子どもの権利条約に関する理解が「教職員、保護者、地域にとって必須」であると明記されました。また、体罰に加え、教職員による不適切な指導・懲罰も許されることが新たに強調されています。

これまでの生徒指導においては、子どもの権利への配慮が不十分であったために、指導に息苦しさを感じて登校が困難となる子や、指導の名の下に権利侵害を受けた子どもが少なくありませんでした。新しい生徒指導要領の下で、子どもの権利保障をより意識した生徒指導が求められます。

今回の研究会では、自治体の子ども権利保障として、生徒指導要領の問題点を検討し、子どもの権利に即した内容に改めることを求める意見書を昨年9月に策定した、名古屋市の子ども権利保護委員の間宮静香弁護士にリモートでご講演いただき、生徒指導の現状とその問題点をお話しいただいた上で意見交換をします。合わせて、たいへん活発な名古屋市の子ども権利相談室（なごもっか）のとりくみについてもご紹介いただき、新たに制定された子ども基本法の下で自治体の権利救済機関が果たす役割についても受けていきます。

講師 間宮 静香さん
(名古屋市の子ども権利保護委員)

参加申込は、お名前、団体名（空ければ無記入）、住所、連絡先、下記メールアドレス、電話でお願いいたします。

◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会◆

申込み・問い合わせ先
 事務局：間宮 静香 (090-4281-8990)
 武本 (090-1196-6993)
 E-mail fkkyokodomokenn@gmail.com
 HP <https://fk-kodomo-kennjimboofree.com/>

※尚、新型コロナウイルス感染防止のため、熱がある場合は、ご入場をお控えください。ご入場の際はマスク着用をお願いします。

13:30 から第 9 回総会を行います。
 会員以外の方もご関心のある方は参加可能です。ご一報ください。

＜会場アクセス＞

- 西鉄バス
 「福岡バスターミナル」下車 西上階
- 地下鉄空港線
 「西鉄駅」下車 2 番出口
- 車
 駐車場 同館舎 1 2 台
 土日は、臨時で区営駐車場も利用できます。市民センター駐車場から入り易す。
 周辺に有料駐車場があります。

行程

1/9

行程
 7-34 岐阜 — 8:00 / 8:12 名古屋 — 11:30 博多
 東海道線 新幹線 博多行
 田崎行 指定席

博多 — 藤崎
 市営地下鉄空港線
 女坂行

博多 — 中津川端 — 16-57 博多
 市営地下鉄
 17-31 博多 — 名古屋 20-55 着 — 岐阜

福岡子ども権利研究会 第26回研究会

子どもの権利と「生徒指導」

〜子ども権利救済の現場から〜

日時：2023年1月9日(祝月) 14:00~16:30 参加費：500円
 (研究員無料) ※ご家族でもご参加いただけます
 会場：福岡市早良市民センター 視聴覚室
 (福岡バスターミナル上)

この秋に公表見込みですが、学校での生徒指導の指針とされる「生徒指導要領」が12年ぶりに改訂され、子どもの権利条約に関する理解が「教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須」であると明記されました。また、体罰に加え、教職員による不適切な指導・言動も許されないことが新たに強調されています。

これまでの生徒指導においては、子どもの権利への配慮が不十分であったために、指導に悪影響を惹起して登校が困難となる子や、指導の名の下に権利侵害を受けた子どもが少なくありませんでした。新しい生徒指導要領の下で、子どもの権利保障をより意識した生徒指導が求められます。

今回の研究会では、自治体の子ども権利擁護課長として、生徒指導要領の問題点を検討し、子どもの権利に即した内容に改めることを求める意見書を昨年9月に発表した、名古屋市子どもの権利擁護委員の間宮静香弁護士にリモートでご講演いただき、生徒指導の現状とその問題点をお話しいただいた上で意見交換をします。合わせて、たいへん活発な名古屋市子どもの権利相談室(なこちっか)のとりくみについてもご紹介いただき、新たに制定された子ども基本法の下で自治体の権利救済機能が果たす役割についても考えていきます。

講師 間宮 静香さん
 (名古屋市子どもの権利擁護委員)

参加申込は、お名前、団体名(なければ無記入で)、住所、連絡先、下記メールアドレスか、電話でお知らせください。
 ◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会◆
 <申込み・問い合わせ先>
 事務局：世話人 宮本 (090-4281-8990)
 熊本 (090-1196-6393)
 E-mail ffo/kodomokenri@gmail.com
 HP https://fko-kodomo-henri.jimbifree.com/

13:30 から第9回総会を行います。会員以外の方もご関心のある方は参加可能です。ご一報ください。

<会場アクセス>
 ●西鉄バス 「福岡バスターミナル」下車 西上り
 ●地下鉄空港線 「博多駅」下車2番出口
 ●徒歩 徒歩通町筋分岐 12分
 土日は、駅で区役所直営バスも利用できます。市営バスターミナルから入ります。同様に有休バスも利用できます。

※尚、新型コロナウイルス感染症防止のため、混雑がある場合は、ご入場をお控えください。ご入場の際はマスク着用をお願いします。



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	研修 調査研究費
整理番号	10	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100 %	(政務活動費充当額) 500
領収書の 補足説明	参加費		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

領収書

操 知子 様

金額

¥500

但 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会 参加費

2023 年 1 月 9 日
上記正に領収いたしました

(事務局) 福岡子どもにやさしいまち・
子どもの権利研究会
世話人 宮本 智子

行程

1/9

行程
 7=34 岐阜 — 8=00 / 8=12 名古屋 — 11=30 博多
 12=00 岐阜 — 12=15 名古屋 — 12=30 博多
 12=30 岐阜 — 12=45 名古屋 — 1=00 博多
 1=00 岐阜 — 1=15 名古屋 — 1=30 博多
 1=30 岐阜 — 1=45 名古屋 — 2=00 博多
 2=00 岐阜 — 2=15 名古屋 — 2=30 博多
 2=30 岐阜 — 2=45 名古屋 — 3=00 博多

博多 — 藤崎
 市営地下鉄 藤崎線
 女子駅

16=27 藤崎 — 16=57 博多
 市営地下鉄
 17=31 博多 — 17=55 岐阜



子どもの権利と「生徒指導」

～子ども権利救済の現場から～

日時：2023年1月9日(月) 14:00～16:30 参加費：500円
 (研究員無料)
 会場：福岡市早良市民センター 視聴覚室
 (福岡バスターミナル上) ※どなたでもご参加いただけます

この秋に公表済みですが、学校での生徒指導の指針とされる「生徒指導要領」が12年ぶりに改訂され、子どもの権利条約に関する理解が「教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須」であると明記されました。また、体罰に加え、教職員による不適切な指導・言動も許されないことが新たに強調されています。

これまでの生徒指導においては、子どもの権利への配慮が不十分であったために、指導に悪影響を及ぼして登校が困難となる子や、指導の名の下に権利侵害を受けた子どもも少なくありませんでした。新しい生徒指導要領の下で、子どもの権利意識をより意識した生徒指導が求められます。

今回の研究会では、自治体の子ども権利協議会として、生徒指導要領の問題点を検討し、子どもの権利に即した内容に改めることを求める意見書を昨年9月に発表し、名古屋市子どもの権利協議会委員の間で話し合いが盛んに行われ、たいへん活発な名古屋市子どもの権利協議会（なごもっか）のとりくみについてもご紹介いただき、新たに制定された子ども基本法の下で自治体の権利救済機関が果たす役割についても考えていきます。

講師 間宮 静香さん
 (名古屋市子どもの権利協議会委員)

参加費は、お名前、団体名、お住居は無料です。住所、連絡先、下記メールアドレス、電話でお知らせください。

◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会◆

申込み・問い合わせ先
 事務局：世延人 宮本 (090-4281-8990)
 坂本 (090-1196-6393)
 E-mail: fkykodomo@kenri.jp
 HP: <https://fky-kodomo-kenri.lindefree.com/>

※尚、新型コロナウイルス感染防止のため、人数がある場合は、ご入場をお控えください。ご入場の際はマスク着用をお願いします。

13:30 から第9回総会を行います。会員以外の方もご関心のある方は参加可能です。ご一報ください。

会場アクセス
 ●西鉄バス 「藤崎バスターミナル」下車 藤崎駅
 ●地下鉄 藤崎線 「藤崎駅」下車 2番出口
 ●車 佐賀通商ビル 12号 土日は、最寄りの西鉄バス停から入ります。市民センター駐車場から入ります。周辺に有料駐車場があります。

令和5年1月23日

山県市議会議長

様

山県市議会議員

操知子



研修視察等報告書

山県市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 令和5年1月9日から 5年1月9日
- 2 研修視察先 福岡市早良市民センター 視聴覚室
- 3 研修視察名 子どもの権利と「生徒指導」
子ども権利救済の現場から
- 4 研修視察者 操知子
- 5 概 要 名護市子どもの権利擁護委員を講師として、
講義が行われた。
- 6 効 果 令和4年12月定例会において、子どもの権利(子ども基本法、
子ども家庭庁)について、一般質問を行っている。
今後の施策推進に向けて、国の動きや現状を知ることが
できた。今後の一般質問へと反映していく。



子どもの権利と「生徒指導」



～子ども権利救済の現場から～



日時：2023年1月9日(祝月) 14:00～16:30 参加費：500円

(研究会員無料)

会場：福岡市早良市民センター 視聴覚室
(藤崎バスターミナル上)

※どなたでもご参加いただけます

この秋に公表見込みですが、学校での生徒指導の指針とされる「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂され、子どもの権利条約に関する理解が「教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須」であると明記されました。また、体罰に加え、教職員による不適切な指導・言動も許されないことが新たに強調されています。

これまでの生徒指導においては、子どもの権利への配慮が不十分であったために、指導に息苦しさを感じて登校が困難となる子や、指導の名の下に権利侵害を受けた子どもが少なくありませんでした。新しい生徒指導提要の下で、子どもの権利保障をより意識した生徒指導が求められます。

今回の研究会では、自治体の子どもの権利擁護機関として、生徒指導提要の問題点を検討し、子どもの権利に即した内容に改めることを求める意見書を昨年9月に発表した、名古屋市子どもの権利擁護委員の間宮静香弁護士にリモートでご講演いただき、生徒指導の現状とその問題点をお話いただいた上で意見交換をします。合わせて、たいへん活発な名古屋市子どもの権利相談室(なごもっか)のとりくみについてもご紹介いただき、新たに制定された子ども基本法の下で自治体の権利救済機関が果たす役割についても考えていきます。

講師 間宮 静香さん

(名古屋市子どもの権利擁護委員)

13:30 から第9回総会を行います。
会員以外の方もご関心のある方は
参加可能です。ご一報ください。



参加申込は、お名前、団体名(なければ無記入)、住所・
連絡先を、下記へメールか、電話でお知らせください。

◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会◆

<申込み・問い合わせ先>

事務局：世話人 宮本 (080-4281-8990)

武本 (090-1196-6393)

E-mail fkykodomokenri@gmail.com

HP <https://fky-kodomo-kenri.jimdofree.com/>

<会場アクセス>

●西鉄バス

「藤崎バスターミナル」下車 直上階

●地下鉄空港線

「藤崎駅」下車 2番出口

●車

駐車場可能台数 12台

土日は、臨時で区役所駐車場も利用できます。市民センター駐車場側から入ります。

周辺に有料駐車場があります。

※尚、新型コロナウイルス感染防止のため、

熱がある場合は、ご入場をお控えください。

ご入場の際はマスク着用をお願いします。



様式第4号(手引き第4章関係)

4年12月22日

山県市議会議員 様

山県市議会議員

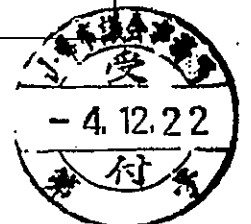
操 知子 (印)

研修・視察等届出書

山県市議会政務活動費の手引きの規定により、研修・視察等届出書を提出します。

記

日程	2023年1月9日から2023年1月9日
出張者	操 知子
用務地	福岡市早良市民センター 視聴覚室 福岡市早良区百道2-2-1 自宅→JR岐阜駅 田 / JR岐阜→名古屋 / 名古屋→博多 / 博多→藤崎 車 新快速 新幹線 地下鉄 藤崎→博多 / 博多→名古屋 / 名古屋→岐阜 / 岐阜駅→自宅
用務内容	子どもの権利と「生徒指導」～子どもの権利救済の現場から～ 2023年1月9日(祝月) 13:30～16:30 参加費 500円 講師 関宮 静香氏 (名古屋市子どもの権利擁護委員)



様式第6号(第6条関係)

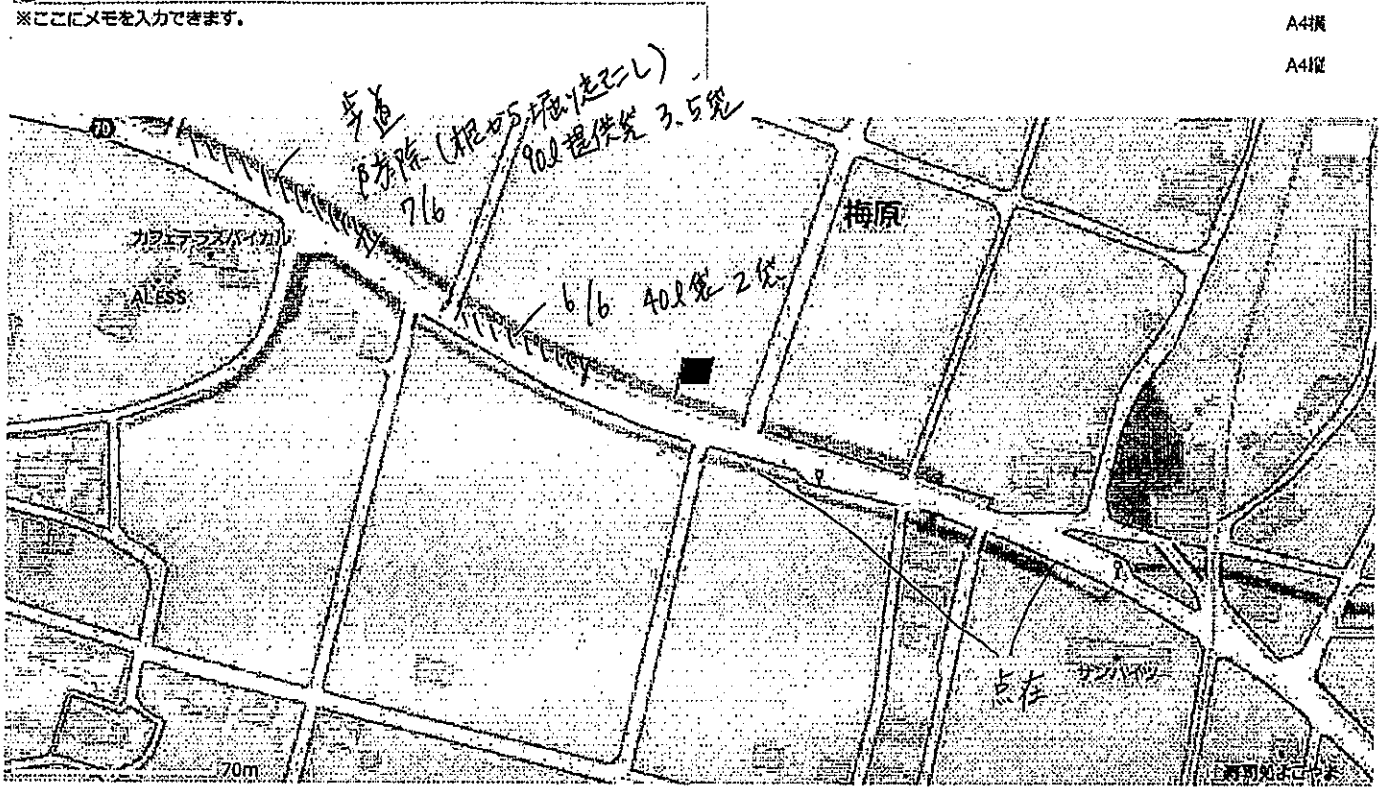
領収書貼付用紙

年 度	令和4 年度	項 目	資料作成費
整理番号	11	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100%	(政務活動費充当額) 60円
領収書の 補足説明	一般質問 材料印刷の対策 市役所担当課への提出書類の印刷代		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			
<p>LAWSON</p> <p>山梨高木店 岐阜県山梨市 大字高木字戸羽1295-1 電話：0581-22-6560</p> <p>領 収 証</p> <p>2022年7月6日 (水) 13:05</p> <p>操 知子 様</p> <p>合 計 ￥60- (内消費税等 ￥5)</p> <p>但し、プリント代として 上記正に領収いたしました</p> <p><本証取扱い上のお願い> 財布・手帳等に入れ保管頂く場合、 印刷面を内側に折って保管をお願い いたします。</p> <p>管理番号：05021327 00010011</p>			

※ここにメモを入力できます。

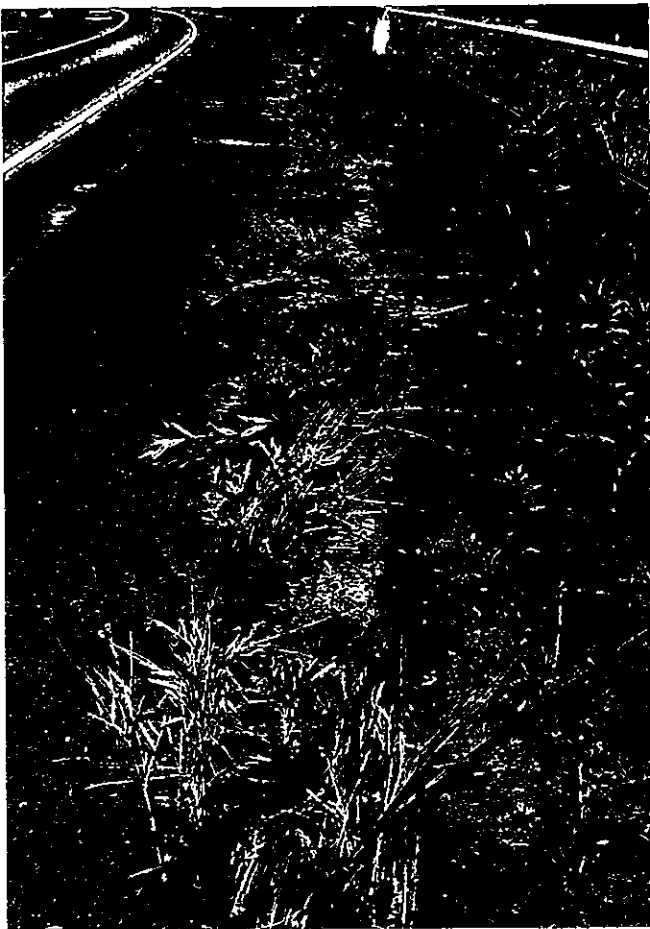
A4横

A4縦



(C)ZENRIN DataCom, (C)ZENRIN

©NTT Resonant Inc.



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

作成

年 度	令和 4 年度	項 目	資料 購 費
整理番号	12	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100%	(政務活動費充当額) 698円
領収書の 補足説明	オオキンケイゲの対策(一般貸向)に関する 現地調査・研究費		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

領 収 証

身近な暮らしのパートナー



高富店

ご来店ありがとうございました

灯油宅配受付中

詳しくはお近くの係員まで

0581-23-0305

2022年 7月 6日(水)09:21 1500-0002

三浦 0957

11 ステン三角ホ(ミニ) Z-5389 ¥698

小計 ¥698
 商品計 1点
 合 計 ¥698
 お預り ¥1,000
 お釣り ¥302
 (内消費税10%対象額 ¥698)
 (内消費税 10% ¥69)

3P



開催中!



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	資料作成費
整理番号	13	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	100 %	(政務活動費充当額) 398 円
領収書の 補足説明	印刷用紙(A4 500枚)		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

valer ホームセンター

領 収 証

正木店 058-295-3571

またのご来店をお待ちしております
営業時間 9:00~20:00

操 知子 様

2023年03月05日(日)15:22 レジ0003

責No00871781笠原
4515152001677JAN
日本製紙オフィスペーパー ¥362
小計 ¥362
(外10% タイヨウ ¥362)
外10% ¥36
外税計 ¥36
合計 ¥398
お預り ¥1,008
お釣り ¥610
(消費税等 ¥36)

お買上点数 1点
***** Lu Vitカード情報 *****
マネ残高 ¥0
月間累計マネ支払額 ¥0

ホ*イ外対象金額 ¥0
獲得ホ*イ外明細
お買上ホ*イ外 0P
合計加算ホ*イ外 0P
前回ホ*イ外 35P
ホ*イ外残高 35P

会員番号 *****9192

約40万点の品揃え!
薬人市場店



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 4 年度	項 目	資料購入費
整理番号	14	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100%	(政務活動費充当額) 8,400円	
領収書の 補足説明	全国農業新聞1年間分 R4.5~R5.4分とLT、R4.7.20とR5.1.20に口座引落し済み		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄 別紙添付あり			

令和5年4月30日

全国農業新聞購読料領収書

操 知子 様

岐阜市藪田南5-14-12
全国農業新聞岐阜県支局
支局長 富田 健児

下記のとおり新聞代を領収致しました。

記

金 8,400 円也				
	部数	単価(円)	金額(円)	備考
令和4年5月分	1	700	700	
6月分	1	700	700	
7月分	1	700	700	
8月分	1	700	700	
9月分	1	700	700	
10月分	1	700	700	
11月分	1	700	700	
12月分	1	700	700	
令和5年1月分	1	700	700	
2月分	1	700	700	
3月分	1	700	700	
4月分	1	700	700	
合 計	12		8,400	